

10月の無料相談

※ 10月13日(月・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 9日(木)・16日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376) 9日(木)は、新治地区公民館	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	21日(火)	13:00~16:00 真鍋事務所(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談(合同相談)	30日(木)	10:30~15:00 県生涯学習センター(ウララ5階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員、国、県職員、弁護士など)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関わること
ひきこもり専門相談	20日(月)	10:30~12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	10日(金)・17日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	28日(火)	10:00~12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 11日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門カウンセラー) 予約制
法律相談	23日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	10日(金)・24日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	10日(金)・24日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	2日(木)・16日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

高齢者を狙う悪質業者の手口

消費生活センターから ☎823-3928

- 新卒の振り込め詐欺**：警官を名のり、「逮捕した犯人があなたの通帳を持っていた。銀行の関係者が訪ねて行くので、キャッシュカードを渡すように」と不審な電話があったと相談が寄せられました。実際に、カードを渡してしまい、被害にあったケースも報告されています。銀行関係者が通帳やカードを預かるために出向くことはありません。
- 次々販売**：商品を契約した後に関連商品を次々に購入させられてしまうものです。屋根や床下点検など、無料点検から始まるケースが多く報告されています。現金取引ではなくクレジット契約を結ばせることで、被害の拡大をわかりづらくさせています。
- 投資型金融商品販売**：「貯蓄から投資へ」の流れの中、投資性の強い金融商品が販売されています。必ず儲かり高い利益が得られることを強調して勧められ、契約したところ多額の損失が出たという

相談が寄せられています。高い配当をうたい資金を集めた後、連絡がとれなくなるといった詐欺まがいの出資金商法もありますので注意が必要です。

- 健康商法**：高齢者は多かれ少なかれ身体の不健康を抱えています。この不安につけ込んだ健康商品の販売です。温熱治療器や健康食品など高額な商品が多いので注意が必要です。高価であれば効果があるということではありません。

悪質業者は一見物腰も柔らかく、丁寧で、話をよく聞いてくれるため、信用してしまいがちです。被害に遭っていることに気づかないことも多く、時間が経ってから相談に来られることも珍しくありません。一定期間を過ぎると解約が難しくなります。

1. 業者の言うことをうのみにしない、
2. 誰かに相談する、
3. きっぱり断わる、
4. 慌てて契約書にサインをしないことを心がけましょう。